

社会福祉士後見人の成年被後見人に対する 権利擁護に関する研究

—後見業務の分析を通じて—

ハヤシダ テツヤ サトウ カガワ コウジロウ
林田 哲弥*1 佐藤 ゆかり*2 香川 幸次郎*3

目的 成年後見制度が創設されてから17年目を迎え、その重要性は益々高まってきているが、実際の現場で成年被後見人に対して行われている後見業務内容や、その重要性の実態については明らかになっていない。そこで、社会福祉士後見人に焦点をあて、後見業務の重要性と構造を解明し、成年被後見人に対する支援の方向性を検討する。

方法 予備調査では「社会福祉士後見人の成年被後見人に対する後見業務の重要度調査」の質問項目案を作成するため、アイテムプールの作業を行い、全50項目の質問項目案を作成した。次に本調査では予備調査で作成した調査項目を用い、公益社団法人日本社会福祉士会ホームページ上の独立型社会福祉士名簿登録者一覧402名のうち、住所、氏名が公開されており郵送可能な301名に対して郵送調査を行った。回収されたデータは因子分析を行い、因子抽出には重み付けのない最小2乗法とプロマックス回転を用いた。

結果 送付者301名のうち、188名より返信があり（回収割合62.5%）、そのうち、分析対象は回答に欠損を有するもの、回答選択がすべて同一のものを除いた137名の回答とした。因子分析の結果、5因子が抽出され重要度が高い順に、「財産管理と身上監護」「ソーシャルワーク技術を活かした支援」「法的事案に対する支援」「本人の意向尊重」「法的権限を越えた支援」と命名した。

結論 成年被後見人に対する後見業務において、重要性という観点から分析した結果、5つの因子で構成されていることが確認できた。「財産管理と身上監護」と「ソーシャルワーク技術を活かした支援」は因子間の多重比較の結果、有意な差は認められず並列の関係にあり、中心となる因子である。「法的事案に対する支援」は、因子として独立しながらも「財産管理と身上監護」と「ソーシャルワーク技術を活かした支援」の2つの因子に関連性を持つものであり、「本人の意向尊重」は、後見業務全体を覆い、すべての因子に関与するものである。「法的権限を越えた支援」は、法への規定もなく成年後見人は権限を持たないため、他の因子とは少し離れた位置づけであると考えた。また、専有性有無の観点から5因子を検討した結果、前者は法的な支援であり、後者は社会福祉的な支援であることが確認された。成年被後見人への「あるべき支援」を検討する際には、社会福祉的な支援の必要性についても十分考慮されるべきである。

キーワード 成年後見制度、権利擁護、社会福祉士後見人、成年被後見人、後見業務、因子分析

I 緒 言

成年後見制度は1998年に提起された社会福祉

基礎構造改革において、措置制度から契約制度への移行に伴う利用者の「権利擁護」の重要性が強調され施行されたものである。精神上的の障

* 1 関西福祉大学大学院社会福祉学研究科研究生 * 2 岡山県立大学保健福祉学部准教授 * 3 関西福祉大学客員教授

害により判断能力が低下している者の権利を擁護し、利用者が質の高い福祉サービスを受け、地域において安心して生活できるよう法律的な支援の仕組みが検討されるようになった。そして、利用しやすい、柔軟かつ弾力的な制度を設計するという実務的要請とともに、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」「ノーマライゼーション」等の新しい理念と従来の「本人保護」の理念との調和を図るという要請に応えるため、介護保険制度と同時期の2000年4月に施行された。

成年後見制度のこれまでの検討の経緯を振り返ってみると、税所によれば成年後見法学会を中心とする法学と、社会福祉学の分野で検討が進められてきた¹⁾。前者は、立法担当者の見解や法解釈を切り口としつつ、成年後見制度の課題や運営上の問題点を明らかにした点に特徴があり、後者は、成年後見人による支援をソーシャルワークとの関連から論じたものが多いと述べている。なお、後者については「ソーシャルワーク」の視点を取り入れた後見支援の重要性²⁾を追求した研究として位置づけることが出来るが、その具体的な業務内容や実証データに基づき検証している研究は見当たらない。

成年後見制度の利用者は法定後見の後見類型が約8割を占めている現状³⁾にあり、精神上の障害により事理弁識能力を欠く状況であって、自らの主張や希望、また意思表示自体が困難な場合も少なくない。後見類型の問題点を指摘した議論はあるものの、実際の現場で成年後見人が行っている後見業務内容やその重要性の実態について焦点をあてた議論は見当たらない。自ら声をあげることが困難な状況にある成年被後見人に対して、まずは支援のあり方を考えるべきではないか。また、成年後見制度の理念により実現される「あるべき支援」とはどのようなものなのかを明らかにする必要がある。

馬場によると、成年被後見人等（成年被後見人・被保佐人・被補助人を総称して、以下、成年被後見人等）の権利を擁護するためには、第三者後見人がキーパーソンとして重要な役割を果たさなければならないと考えており、司法的な援護とともに社会福祉的な支援が必要である

と指摘している²⁾。さらに障害の多様化や後見内容の複雑化が予想され、ソーシャルワークの視点を取り入れた後見支援が必要であると結論づけている。また、河端は社会福祉士が担う成年後見の現状と特性について論じており、社会福祉士という専門機能の価値と原則を尊重することで、支援を必要とする人々の生活と権利を擁護する⁴⁾と述べており、権利擁護の必要性が高い人の個別的ニーズを満たす上からも、社会福祉士後見人は成年後見制度運用に当たり、社会的な役割を担うことが期待されている。

このように社会福祉士は成年後見人として他の職種にはない独自の機能を発揮することで、社会福祉士後見人としての意義を見出すことができるのではないかと考える。そこで社会福祉士後見人が成年被後見人に対して行っている後見業務内容を整理し、後見業務の重要性と構造を解明することで、成年被後見人に対する支援の方向性を検討する。

Ⅱ 方 法

(1) 予備調査

社会福祉士後見人に対して、「社会福祉士後見人の成年被後見人に対する後見業務の重要度調査」の質問項目案を作成するため、アイテムプールを行った。3年以上の後見業務経験があり、今までの受任総数が10件以上の社会福祉士後見人3名に対して、「あなたが被後見人に対して日頃行っている（行ってきた）後見業務を全てあげてください」と個別に自由記述式の調査を2回行った。調査期間は2015年2月13日～4月27日であった。

1回目の調査により145項目の候補項目を収集し、その項目を基に類似項目の整理を行った。その結果、113項目の候補項目が残り、再度同調査対象者へ追加の項目がないか調査を行ったところ、25項目が追加され、最終的には138項目の候補項目が収集された。

この収集された138項目の候補項目をもとに類似項目の整理、表現の修正、および成年後見人等の業務に参考となる文献等⁵⁾⁻⁸⁾を検討して、

「財産管理」「身上監護（法律行為）」「身上監護（事実行為）」「その他」のカテゴリーに当てはめ、全50項目の質問項目案を作成した。各項目の質問文を作成し、回答選択肢は5件法とした。得点化のための配点を、非常に重要=5点、重要=4点、やや重要=3点、あまり重要でない=2点、重要でない=1点とし、得点が高いほど後見業務の重要度が高いことを示すようにした。この質問項目の表現やわかりやすさについてのレビューは、社会福祉士後見人1名に依頼し、適切であると評価が得られた。

(2) 本調査

公益社団法人日本社会福祉士会ホームページ上の独立型社会福祉士名簿登録者一覧⁹⁾402名のうち、住所、氏名が公開されており郵送可能な301名に対して郵送調査を行った。調査期間は2015年5月7日から2015年6月7日であった。調査票は名簿登録者宛に送付し、回答後、返信

用封筒にて厳封し、投函してもらい回収した。

(3) 倫理的配慮

予備調査では、調査対象者に調査研究に対する目的、意義を調査対象者に口頭および書面にて説明し、同意書によって研究参加への意思確認を行った。また、本調査では調査研究に対する目的、意義を記載した書面をもって説明し、同意できる場合にのみ返送するように依頼した。調査票は無記名とし、個別に封書に入れ投函することによりプライバシー、匿名性を担保した。

なお、本調査は、関西福祉大学大学院社会福祉学研究科研究倫理審査会の承認を得て行った（承認番号：関福大第26-0113号）。

(4) 分析方法

後見業務における重要性の構造を明らかにするために、因子分析を行った。因子抽出には重み付けのない最小2乗法とプロマックス回転を用いた。調査項目の因子への所属は、各項目の固有値が1以上で因子負荷量が0.30以上かつ、他の因子に0.30以上示さないかつ、1つの因子に調査項目が3つ以上所属することを基準とした。統計解析にはSPSS17.0J for Windowsを用いた。

Ⅲ 結 果

(1) 調査の概況（表1）

送付者301名のうち、188名より返信があった（回収割合62.5%）。そのうち、分析対象として有効な回収票は、回答に欠損が無いもの、また回答選択がすべて同一のものを除いた137名の回答とした。

性別は男性が79名（57.7%）、女性が58名（42.3%）の計137名であった。

年齢は20代が0名、30代が9名（6.6%）、40代が21名（15.3%）、50代が33名（24.1%）、60代が63名（46.0%）、70代以上が11名（8.0%）の計137名であった。

表1 対象者の特性（n=137）

	(単位 名)	
	n	%
性別		
男性	79	57.7
女性	58	42.3
年齢		
20代	0	0
30代	9	6.6
40代	21	15.3
50代	33	24.1
60代	63	46.0
70代以上	11	8.0
成年後見人等の経験年数		
1年未満	1	0.7
1年以上2年未満	4	2.9
2年〃3年〃	2	1.5
3年〃4年〃	11	8.0
4年〃5年〃	15	10.9
5年〃6年〃	22	16.1
6年〃7年〃	15	10.9
7年〃8年〃	19	13.9
8年〃9年〃	2	1.5
9年〃10年〃	16	11.7
10年以上	30	21.9
主たる対象者		
認知症者	85	62.0
知的障害者	27	19.7
精神障害者	12	8.8
その他	13	9.5
成年後見人等の担当受任総数	件数	
補助		210
平均値±標準偏差		1.53±3.55
保佐		432
平均値±標準偏差		3.15±4.57
後見		1 582
平均値±標準偏差		11.55±10.15

(2) 成年後見人等の経験年数

成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を総称して、以下、成年後見人等の経験年数は1年未満～5年未満が33名（24.1%）、5年以上～10年未満が74名（54.0%）、10年以上が30名（21.9%）の計137名であった。

1) 主たる対象者

成年後見人等の主たる対象者は、認知症者が85名（62.0%）、知的障害者が27名（19.7%）、精神障害者が12名（8.8%）、その他が13名（9.5%）であった。また、その他の内訳は、認知症者と知的障害者の両者を対象とした人が7名、認知症者と精神障害者の両者を対象とした人が1名、知的障害者と精神障害者の両者を対象とした人が1名、対象を定めていない人が4名と

いう結果であった。

2) 成年後見人等の担当受任総数

成年後見人等の担当受任総数（法人後見等も含む）は補助が計210件で平均1.53±3.55、保佐が計432件で平均3.15±4.57、後見が計1,582件で11.55±10.15であった。

(3) 成年被後見人に対する後見業務への回答結果

調査50項目の重要度別の回答数や分布、平均点は表2に示した。

最も平均得点が高かった項目から上位3項目を選ぶと、「31被後見人の通帳、貴重品等の財産を受領、適切に管理する」「30被後見人と面接を行うことで信頼関係を強化し、援助関係の構築に努める」

表2 成年被後見人に対する後見業務への回答 (N=137)

(単位 %)

	非常に重要	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	平均値±標準偏差(点)
31. 被後見人の通帳、貴重品等の財産を受領、適切に管理する	68.6	25.5	2.9	1.5	1.5	4.58±0.75
30. 被後見人と面接を行うことで信頼関係を強化し、援助関係の構築に努める	66.4	26.3	5.1	1.5	0.7	4.56±0.73
32. 被後見人の社会保障費の支給等に関する申請及び受領、またこれに関する諸手続を行う（年金、医療・介護・雇用保険、生活保護等）	58.4	32.8	6.6	1.5	0.7	4.47±0.75
13. 被後見人の希望や要望に関する主張を補助し、または代弁することで本人の権利擁護に努める	63.4	21.9	11.7	1.5	1.5	4.45±0.87
43. 家庭裁判所への報告を行う（1か月報告書、定期報告書の作成、随時連絡、相談等）	57.0	35.0	5.1	0.7	2.2	4.44±0.81
29. 被後見人の預貯金に関する金融機関との取引を行う（後見人届出手続き、新規口座の開設、口座の解約、キャッシュカードの発行等）	56.3	29.9	10.9	2.2	0.7	4.39±0.82
37. 被後見人へ定期的な面会を行い、生活の見守りを行う（居所への訪問等）	53.3	36.5	6.6	2.9	0.7	4.39±0.80
15. 被後見人の観察や面接を行い、また周知から情報収集することで状態や意思（希望）を確認する	53.2	36.5	6.6	2.2	1.5	4.38±0.82
41. 被後見人の高齢者・障害者施設等への入所に関する契約の締結、変更、解除、費用の支払いを行う	47.4	43.1	7.3	1.5	0.7	4.35±0.74
5. 被後見人が不利益となる恐れがある場合に相手方と交渉（和解、示談、調整）する	51.1	35.8	9.5	2.9	0.7	4.34±0.82
44. 被後見人の医療や介護、福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払いを行う	48.2	39.4	10.2	1.5	0.7	4.33±0.78
33. 被後見人の医療契約及び入院に関する契約の締結、変更、解除、費用の支払いを行う	51.1	33.6	11.7	2.9	0.7	4.31±0.85
12. 被後見人をとりまく関係機関（関係者）との協議や情報共有、連絡、調整を行う	48.9	37.2	11.7	0.7	1.5	4.31±0.82
4. 被後見人の定期（不定期）的な収入の受領、諸手続を行う	51.1	27.7	17.5	2.2	1.5	4.25±0.92
26. 被後見人の意向に沿った（と考えられる）代理権を行使する	45.9	36.5	13.9	1.5	2.2	4.23±0.90
19. 被後見人の定期（不定期）的な支出を要する費用の支払い、諸手続を行う	42.4	38.7	15.3	2.9	0.7	4.19±0.85
42. 被後見人に対する代理権、取消権、追認権の行使をする	42.3	38.0	16.1	2.9	0.7	4.18±0.86
3. 被後見人に必要な地域でのネットワークの構築、社会資源の活用を行う	38.0	44.5	13.1	2.9	1.5	4.15±0.86
34. 成年後見法関連の研修会等に参加し、後見人自身の知識や技術の強化に努める	36.5	40.9	19.0	3.6	0	4.10±0.83
45. 行政機関等において後見人選任の届出、諸手続を行う（保険、税金、年金関係等）	35.8	43.0	17.5	2.2	1.5	4.09±0.87
1. 被後見人へ日常生活費を支給する	40.9	34.3	18.2	5.1	1.5	4.08±0.96
48. 被後見人の入院、入所先、また利用事業者への処遇改善（苦情）を申し入れる	32.1	43.8	19.0	4.4	0.7	4.02±0.87
23. 被後見人の債権、債務に関する諸手続を行う（債権の回収、負債の整理、返済等）	37.3	35.0	19.7	5.8	2.2	3.99±1.00
20. 被後見人に適したリハビリや教育等に関する契約の締結、変更、解除、費用の支払いを行う	29.2	46.0	19.7	4.4	0.7	3.99±0.86
36. 被後見人の問題解決のために専門家へ相談、委任等を行う	28.5	46.7	19.7	4.4	0.7	3.98±0.85
17. 被後見人の保険契約の締結、変更、解除、及び保険金の請求、受領を行う	33.6	37.2	23.4	3.6	2.2	3.96±0.96

つづく

	非常に重要	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	平均値±標準偏差(点)
18. 被後見人の不動産に関する諸手続きを行う(新築・増改築のため、建築業者等との契約、売買、賃貸借契約の締結、変更、解除、居住用不動産の処分許可の申立て等)	35.8	35.8	17.4	9.5	1.5	3.95±1.02
16. 被後見人の税の申告、納付等を行う	26.3	44.5	21.9	5.8	1.5	3.88±0.92
38. 被後見人の相続、遺産分割協議等に関する手続きを行う(相続人調査、相続財産の受領、相続承認、相続放棄に関する手続き)	35.1	32.8	17.5	12.4	2.2	3.86±1.10
7. 被後見人の入院、入所先、また利用事業者の処遇の監視を行う	31.4	36.5	19.7	10.2	2.2	3.85±1.05
49. 被後見人の可能な限り、出来ることは自分で行えるように援助する	27.7	40.2	22.6	8.0	1.5	3.85±0.97
8. 被後見人の通院治療時、入院時等に同席し、医師や関係者より病状の説明を求める	24.1	41.7	25.5	8.0	0.7	3.80±0.92
35. 被後見人が社会参加できるように支援を行う	25.5	37.9	26.3	8.8	1.5	3.77±0.98
21. 被後見人の親族調査や疎遠な親族への連絡を行い、緊急連絡先の確保や協力要請等の調整に努める	24.1	39.4	26.3	9.5	0.7	3.77±0.95
2. 被後見人の余暇活動の充実のため、本人の趣味や嗜好に対して資産を活用する	19.0	48.2	24.1	8.0	0.7	3.77±0.88
28. 被後見人の介護認定、障害者支援認定、障害等級等の不服申立てを行う	24.1	40.2	27.0	5.1	3.6	3.76±1.00
47. 被後見人の利用するサービスや施設への選定に関する調査、見学のために同行する	19.7	40.9	31.4	7.3	0.7	3.72±0.89
27. 被後見人の訴訟行為への対応を行う(訴訟代理人の選任など)	25.5	35.1	26.3	7.3	5.8	3.67±1.11
39. 医療保護入院(精神科病院)の同意を行う	19.0	42.3	26.3	8.0	4.4	3.64±1.02
40. 被後見人であった者の死後事務を行う(死亡届の提出、火葬、永代供養、納骨に関する手続き等)	24.1	32.9	27.7	11.7	3.6	3.62±1.09
22. 被後見人の不動産に関する調査及び保全、管理を行う	21.2	35.8	29.9	10.2	2.9	3.62±1.02
9. 被後見人に対して、成年後見人の役割や業務内容、報酬等について説明を行う	21.2	32.8	30.7	13.1	2.2	3.58±1.03
25. 被後見人に対して作業所の利用や一般雇用等への就労支援及び諸手続きを行う	16.1	41.6	25.5	11.7	5.1	3.52±1.06
24. 被後見人の意向に沿って外出の支援、付き添い、また交通手段等の手配を行う	12.4	37.3	25.5	19.0	5.8	3.31±1.10
14. 被後見人の財産の贈与、遺贈の受託を行う	19.7	24.8	27.8	12.4	15.3	3.21±1.32
11. 被後見人の親族からの依頼や相談、苦情等への対応を行う	8.8	28.5	39.4	17.5	5.8	3.17±1.01
10. 被後見人への医療行為に対する同意を行う	11.7	19.0	31.3	16.8	21.2	2.83±1.29
6. 被後見人の内服している薬の管理、及び内服の確認を行う	5.1	20.4	34.4	29.2	10.9	2.80±1.05
46. 被後見人の自宅の簡単な修理、片付け、物品等の購入、持込等、日常生活における身の回りの援助を行う	6.6	19.7	32.8	26.3	14.6	2.77±1.12
50. 被後見人の株式・国債・信託・外貨預金等の取引を行う	5.8	15.3	21.2	20.4	37.3	2.32±1.28

構築に努める」「32被後見人の社会保障費の支給等に関する申請及び受領、またこれに関する諸手続きを行う(年金、医療・介護・雇用保険、生活保護等)」であった。

最も平均得点が低かった項目から下位3項目を選ぶと、「50被後見人の株式・国債・信託・外貨預金等の取引を行う」「46被後見人の自宅の簡単な修理、片付け、物品等の購入、持込等、日常生活における身の回りの援助を行う」「6被後見人の内服している薬の管理、及び内服の確認を行う」であった。

(4) 後見業務への重要度に関する因子分析結果

因子分析の結果、表3のとおり、50項目中32項目5因子が抽出でき、その結果を次のとおり命名した。第1因子「財産管理と身上監護」、第2因子「ソーシャルワーク技術を活かした支援」、第3因子「法的事案に対する支援」、第4

因子「法的権限を越えた支援」、第5因子「本人の意向尊重」とした。

(5) 因子ごとの項目平均得点および順位と差の検定

抽出された5因子の項目平均得点を算出し、Friedman検定によりランク付けを行った結果、第1位は「財産管理と身上監護」で平均ランク得点は3.98、第2位は「ソーシャルワーク技術を活かした支援」で3.83、第3位は「法的事案に対する支援」で2.82、第4位は「本人の意向尊重」で2.72、第5位は「法的権限を越えた支援」で1.66であった。

さらに抽出された5因子の項目平均得点で多重比較を行った結果、「財産管理と身上監護」と「ソーシャルワーク技術を活かした支援」、「法的事案に対する支援」と「本人の意向尊重」には有意な差は認められなかったが、それ

表3 因子分析の結果

	1 因子	2 因子	3 因子	4 因子	5 因子	6 因子	7 因子	8 因子	9 因子
44. 被後見人の医療や介護、福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払いを行う	0.965	-0.106	-0.093	0.031	0.083	0.073	0.017	-0.090	-0.149
19. 被後見人の定期（不定期）的な支出を要する費用の支払い、諸手続きを行う	0.902	-0.063	-0.082	-0.107	-0.046	0.184	0.071	0.129	-0.056
4. 被後見人の定期（不定期）的な収入の受領、諸手続きを行う	0.832	-0.117	-0.117	-0.173	-0.036	0.225	0.222	0.161	0.072
33. 被後見人の医療契約及び入院に関する契約の締結、変更、解除、費用の支払いを行う	0.818	-0.045	0.018	0.097	0.034	-0.115	0.138	-0.026	-0.029
29. 被後見人の預貯金に関する金融機関との取引を行う（後見人届出手続き、新規口座の開設、口座の解約、キャッシュカードの発行等）	0.803	0.095	-0.044	-0.068	-0.024	0.017	0.006	0.138	-0.083
43. 家庭裁判所への報告を行う（1か月報告書、定期報告書の作成、随時連絡、相談等）	0.787	0.004	0.168	-0.050	0.023	-0.230	-0.046	-0.028	0.009
41. 被後見人の高齢者・障害者施設等への入所に関する契約の締結、変更、解除、費用の支払いを行う	0.776	0.110	-0.053	-0.025	0.025	0.038	0.027	-0.218	-0.051
32. 被後見人の社会保障費の支給等に関する申請及び受領、またこれに関する諸手続きを行う（年金、医療・介護・雇用保険、生活保護等）	0.757	0.246	-0.044	0.062	-0.026	-0.195	0.050	0.063	0.103
45. 行政機関等において後見人選任の届出、諸手続きを行う（保険、税金、年金関係等）	0.665	-0.131	0.022	0.125	0.118	0.175	0.022	-0.031	0.203
23. 被後見人の債権、債務に関する諸手続きを行う（債権の回収、負債の整理、返済等）	0.551	-0.097	0.257	0.017	0.244	0.029	-0.162	0.182	0.148
31. 被後見人の通帳、貴重品等の財産を受領、適切に管理する	0.543	0.304	-0.026	-0.042	-0.103	-0.057	0.218	-0.054	0.029
17. 被後見人の保険契約の締結、変更、解除、及び保険金の請求、受領を行う	0.526	-0.032	0.239	0.019	0.103	0.079	-0.050	0.187	0.311
16. 被後見人の税の申告、納付等を行う	0.431	0.025	0.372	0.015	-0.171	-0.012	0.125	0.224	0.239
20. 被後見人に適したリハビリや教育等に関する契約の締結、変更、解除、費用の支払いを行う	0.391	0.252	0.013	-0.098	0.271	-0.023	0.107	0.029	0.061
30. 被後見人と面接を行うことで信頼関係を強化し、援助関係の構築に努める	0.184	0.863	-0.235	0.013	0.032	-0.101	-0.105	0.046	0.022
12. 被後見人をとりまく関係機関（関係者）との協議や情報共有、連絡、調整を行う	0.153	0.758	-0.287	0.055	-0.015	0.228	-0.087	-0.046	0.241
15. 被後見人の観察や面接を行い、また周囲から情報収集することで状態や意思（希望）を確認する	0.204	0.746	-0.029	-0.076	-0.164	0.099	-0.127	-0.027	0.053
35. 被後見人が社会参加できるように支援を行う	-0.274	0.740	0.101	0.039	0.211	0.056	-0.051	0.200	-0.015
3. 被後見人に必要な地域でのネットワークの構築、社会資源の活用を行う	-0.039	0.738	-0.052	-0.039	0.002	0.026	0.093	0.141	0.075
13. 被後見人の希望や要望に関する主張を補助し、または代弁することで本人の権利擁護に努める	-0.143	0.706	0.241	-0.032	-0.018	0.023	0.035	-0.236	0.230
34. 成年後見法関連の研修会等に参加し、後見人自身の知識や技術の強化に努める	-0.005	0.688	0.003	-0.145	-0.067	0.245	-0.099	0.148	-0.068
37. 被後見人へ定期的な面会を行い、生活の見守りを行う（居所への訪問等）	0.295	0.543	-0.215	0.056	0.002	0.098	-0.032	-0.136	-0.131
2. 被後見人の余暇活動の充実の為、本人の趣味や嗜好に対して資産を活用する	-0.105	0.497	0.023	-0.086	0.308	-0.120	0.433	0.059	-0.066
49. 被後見人の可能な限り、出来る事は自分でできるように援助する	-0.073	0.478	0.118	0.179	0.143	0.078	-0.079	0.077	-0.196
36. 被後見人の問題解決のために専門家へ相談、委任等を行う	0.058	0.393	0.267	-0.088	0.028	0.215	-0.003	0.022	-0.079
27. 被後見人の訴訟行為への対応を行う（訴訟代理人の選任など）	-0.019	-0.061	0.851	-0.015	0.003	0.031	0.046	0.073	-0.008
28. 被後見人の介護認定、障害者支援認定、障害等級等の不服申立てを行う	0.172	0.057	0.562	0.005	-0.010	-0.069	0.123	0.114	-0.118
38. 被後見人の相続、遺産分割協議等に関する手続きを行う（相続人調査、相続財産の受領、相続承認、相続放棄に関する手続き）	0.252	0.123	0.493	0.230	-0.178	-0.035	-0.081	0.135	-0.044
14. 被後見人の財産の贈与、遺贈の受託を行う	-0.101	-0.207	0.467	0.255	-0.016	0.194	0.049	-0.109	0.166
5. 被後見人が不利益となる恐れがある場合に相手方と交渉（和解、示談、調整）する	0.183	0.268	0.433	0.075	-0.164	-0.034	0.184	-0.051	0.107
22. 被後見人の不動産に関する調査及び保全、管理を行う	0.355	0.015	0.420	0.073	0.030	-0.130	-0.078	0.354	0.065
42. 被後見人に対する代理権、取消権、追認権の行使をする	0.376	0.185	0.399	-0.024	-0.034	0.014	-0.034	0.059	-0.018
9. 被後見人に対して、成年後見人の役割や業務内容、報酬等について説明を行う	-0.100	0.257	0.298	-0.063	0.206	-0.001	0.202	-0.051	0.082
10. 被後見人への医療行為に対する同意を行う	-0.090	-0.062	0.078	0.699	0.050	-0.092	0.077	-0.076	0.209
40. 被後見人であった者の死後事務を行う（死亡届の提出、火葬、永代供養、納骨に関する手続き等）	0.289	0.023	-0.080	0.612	-0.026	0.035	-0.090	0.120	0.092
46. 被後見人の自宅の簡単な修理、片付け、物品等の購入、持込等、日常生活における身の回りの援助を行う	0.106	-0.145	-0.019	0.552	0.128	0.190	0.162	0.133	-0.097
6. 被後見人の内服している薬の管理、及び内服の確認を行う	-0.078	0.107	-0.090	0.518	0.054	0.113	0.438	0.016	-0.044
50. 被後見人の株式・国債・信託・外貨預金等の取引を行う	-0.228	-0.118	0.303	0.391	-0.011	0.093	-0.006	0.088	-0.011

つづく

	1 因子	2 因子	3 因子	4 因子	5 因子	6 因子	7 因子	8 因子	9 因子
24. 被後見人の意向に沿って外出の支援、付き添い、また交通手段等の手配を行う	0.069	0.062	-0.169	0.162	0.825	-0.102	0.120	-0.111	-0.019
25. 被後見人に対して作業所の利用や一般雇用等への就労支援及び諸手続きを行う	-0.031	0.004	0.252	0.004	0.583	0.154	-0.031	-0.072	0.077
26. 被後見人の意向に沿った（と考えられる）代理権を行使する	0.261	0.211	0.253	-0.123	0.368	-0.026	-0.112	-0.246	-0.191
47. 被後見人の利用するサービスや施設への選定に関する調査、見学のために同行する	0.042	0.356	-0.084	0.071	0.008	0.626	-0.071	0.081	0.001
7. 被後見人の入院、入所先、また利用事業者の処遇の監視を行う	-0.027	0.311	0.210	0.135	-0.211	0.518	0.098	-0.110	-0.179
21. 被後見人の親族調査や疎遠な親族への連絡を行い、緊急連絡先の確保や協力要請等の調整に努める	0.016	0.233	0.080	0.126	-0.025	0.444	0.035	-0.017	0.135
11. 被後見人の親族からの依頼や相談、苦情等への対応を行う	-0.085	0.011	-0.029	0.383	0.172	0.443	-0.062	-0.240	0.148
48. 被後見人の入院、入所先、また利用事業者への処遇改善（苦情）を申し入れる	-0.058	0.388	0.345	-0.173	-0.010	0.408	0.046	-0.102	-0.083
1. 被後見人へ日常生活費を支給する	0.330	-0.180	0.158	0.024	0.032	-0.018	0.604	-0.143	-0.069
8. 被後見人の通院治療時、入院時等に同席し、医師や関係者より病状の説明を求める	0.243	0.203	0.156	0.114	-0.007	0.050	0.262	-0.068	-0.234
18. 被後見人の不動産に関する諸手続きを行う（新築・増改築のため、建築業者等との契約、売買、賃貸借契約の締結、変更、解除、居住用不動産の処分許可の申立て等）	0.469	0.138	0.229	0.046	-0.111	-0.024	-0.146	0.505	0.096
39. 医療保護入院（精神科病院）の同意を行う	0.076	0.155	0.099	0.345	0.070	0.047	-0.095	0.072	0.372
固有値	18.957	3.437	3.228	1.958	1.502	1.470	1.187	1.144	1.071
因子寄与率（%）	37.913	6.875	6.457	3.916	3.004	2.940	2.375	2.287	2.143

以外の因子間では有意な差が認められた。

（6）因子と基本属性による差の検定

抽出された5因子の項目平均得点と基本属性である「性別」「年齢」「経験年数」「主たる対象者」「後見等受任総数」（後見類型・保佐類型・補助類型を総称して、以下、後見等）を2群に分け、差の検定を行った結果、第4因子「法的権限を越えた支援」が「後見等受任総数」のみに有意な差が認められたが、その他すべての項目について差は認められなかった。

Ⅳ 考 察

（1）後見業務の重要性

社会福祉士後見人が成年被後見人に対する後見業務において、重要性という観点から分析した結果、「財産管理と身上監護」「ソーシャルワーク技術を活かした支援」「法的事案に対する支援」「法的権限を越えた支援」「本人の意向尊重」の5つの因子で構成されていることが明らかとなった。

「財産管理と身上監護」は、民法858条で明記されている成年後見人等としての職務である。この2つの業務は成年被後見人等への生活全般

にわたる支援を行う際に、二者は不可分であり表裏一体の関係であり、その人らしい生活の実現（＝身上監護）のために、持てる財産をどう活用するか（＝財産管理）である^{10）}。

次に、「ソーシャルワーク技術を活かした支援」は、社会福祉士が成年後見人として後見業務を行う上で最も専門性が発揮され、成年被後見人が抱える生活上の課題に対して、社会福祉士後見人が問題解決や軽減の働きかけを行うことである。これは成年後見人が成年被後見人に対して後見活動を行うだけでなく、ソーシャルワークを実践することで、社会資源としてのサービスやその人に適切な支援を提供することが可能となる。

「法的事案に対する支援」に含まれている項目は、相続や遺産分割、または訴訟や不服申立てなど、特に法的対応や対抗等で構成されている。社会福祉士後見人自身が対応するだけでなく、より専門性が求められる事案に対しては、法律の専門家である弁護士や司法書士等に対応を委任するなど、多職種と連携を図り、共働することが重要である。

「法的権限を越えた支援」は、「医療同意」「死後事務」「事実行為」といった成年後見人の職務を超えた支援である。成年被後見人の親

族が不存在の場合や関わりを拒否している場合は、関係者からこのような対応を求められ、専門職後見人が苦慮しているケースも少なくない。社会福祉士後見人が受任している事案は市長申立てが非常に多く¹¹⁾、第三者の後見等受任が親族後見を上回っている現状³⁾を考えると、これらを解決すべき体制整備が急務である。

「本人の意向尊重」は、当然のことながら支援を行う上で、本人の意向や意思を尊重し、自己決定を主体とした支援でなければならない。社会福祉士の倫理綱領でも、利用者の自己決定の尊重について、「社会福祉士は、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する」と明記されている。

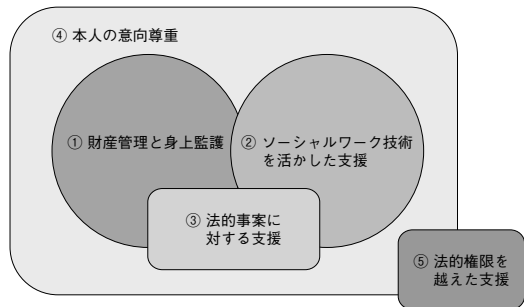
また上山らは成年後見制度における成年後見人の支援について、第1に行うべきことは、本人がその意向を自ら表現できるように支援すること、すなわち「本人自身による自己決定のための支援」が重要であると述べている。最初に試みられるべきことは、「本人には能力がある」という前提に立ったうえで、本人が自ら決定を行えるように支援することであり、すなわち、「エンパワーメント」の理念に基づく自己決定支援の重要性を指摘している¹²⁾。

(2) 因子の順位と構造

因子間の順位をその重要性の点からみると、最も高いのは「①財産管理と身上監護」、次に「②ソーシャルワーク技術を活かした支援」「③法的事案に対する支援」「④本人の意向尊重」「⑤法的権限を越えた支援」であった。その順位をもとに関連性を図1に示した。

「財産管理と身上監護」は民法で規定された成年後見人の職務でもあり、成年被後見人を支援する上で中心となる因子である。次に重要と考えられているのは「ソーシャルワーク技術を活かした支援」である。因子間の多重比較の結果、「財産管理と身上監護」とは有意な差は認められず並列の関係にあり、同様に中心となる因子である。社会福祉士後見人は「ソーシャルワーク技術を活かした支援」の重要性を強く意

図1 社会福祉士後見人が考える成年被後見人に対する後見業務の関連性



識し、民法で定められた後見業務と同等に考えている。この因子は成年被後見人の生活を支える上で、成年後見制度が目指している大きな要因でもあり、理念を実現、具現化するためのソーシャルワークであると推察される。

「法的事案に対する支援」は、主として法的根拠に基づく支援内容であるが、法律専門職等と連携を必要とする業務である。「財産管理と身上監護」と「ソーシャルワーク技術を活かした支援」の2つの因子に有機的に関連することで、より円滑に業務を遂行することができ、困難な案件にも柔軟に対応することができる。2つの因子に比べ重要性は低くなっているが、相互に関連性を持つものと位置づけた。

後見業務の全体を覆っている「本人の意向尊重」は、後見業務を行う上で基本となり、常に持ち続けなければならない考え方である。これは成年後見人だけでなく、社会福祉士として、また障害者支援を行う者すべてに共通して求められる考え方でもある。成年被後見人は精神上の障害が重度であり、意向の表出自体が困難である場合も多く、後見業務を行うには本人の思いや気持ちをくみ取り、代弁していかなければならない。そのため、後見業務全体を覆い、すべての因子に関与するものである。

最も重要性の順位が低かった「法的権限を越えた支援」は、一般的には成年後見人の業務であるとはいえない項目も含まれており、今後の検討すべき課題でもある。さらに、実際の現場では親族が不存在の場合等に成年後見人に求められる場合も多く、欠くことのできない因子で

もある。新井らは本人のために法律行為を行うには、それに付随する事実上の行為の必要性を指摘している¹³⁾。さらに森山らは、成年後見人等の業務は純然たる法律行為だけでなく、その準備的行為または付随的行為まで含むという見解を示しているが¹⁴⁾、この二者を画することは困難であり、業務範囲もあいまいになっている。そのため、「法的権限を越えた支援」は「財産管理と身上監護」や「ソーシャルワーク技術を活かした支援」に付随する業務であるが、法への規定もなく成年後見人は権限を持たないため、他の因子とは少し離れた位置づけであると考えた。

(3) 社会福祉士後見人からみた後見業務の意義

専有性の有無¹⁵⁾という観点から後見業務を考えると、民法で規定されている代理権や取消権といった権限を行使する「財産管理と身上監護」や「法的事実に対する支援」と、「本人の意向尊重」、成年後見制度の中で職務としては規定されていない「ソーシャルワーク技術を活かした支援」や「法的権限を越えた支援」の二者に大きく分類できる。

その中で、今回抽出された「ソーシャルワーク技術を活かした支援」と「法的権限を越えた支援」は、社会福祉士後見人に求められている役割でもあり、独自の機能であると推察される。この機能は成年被後見人を知り、寄り添い、共に歩むことであり、生活そのものをより良いものへと変化させ、既に現場では実践されていることが明らかとなった。また、成年後見人の業務範囲は必ずしも明確ではなく、専有性を持つ支援に重点が置かれやすいが、専有性を持たない支援も、成年被後見人の生活を支える上では重要である。

成年被後見人にとって相応しい生活を実現するために、社会福祉士後見人が重要と考え行っている業務は、法的な支援と、今回重要性が改めて確認された社会福祉的な支援の両者である。成年被後見人への「あるべき支援」を検討する際には、このことを踏まえ、社会福祉的な支援の必要性についても十分考慮されるべきである

と考える。

V おわりに

本研究では、後見業務の重要性と構造を明らかにすることができた。専門職後見人に求められている役割とは、本人をエンパワーメントしつつ寄り添い、いかに自身の持つ専門性を発揮することで、本人の最善の利益を実現できるかにある。親族にしかできないことが多くある中で、他方、専門職であるが故にできることを最大限発揮し、成年被後見人の権利を擁護することが求められる。本研究で明らかとなった5つの因子と構造を、成年後見人の養成研修等に取り入れることで、業務の在り方や理念との整合性等を検討する貴重な素材を提供することが可能となる。これは社会福祉士だけでなく、他の専門職や市民後見人養成といった研修の場にも応用でき、今後の検討が期待される。

成年被後見人に対する後見業務の構造と重要性を明らかにしたことは、意思決定支援のあり方が問われている現代の成年後見制度において、1つの方向性を導き出すことができた。しかし、制度そのものに視点を定めるのではなく、まずは目の前の制度利用者に対する支援のあり方を問い直すきっかけになることを期待したい。

謝辞

本研究は、関西福祉大学大学院社会福祉学研究科修士論文(2016年)として提出したものの一部である。調査の実施にあたり、ご協力いただいた社会福祉士の皆様に深謝申し上げます。

文 献

- 1) 税所真也. 専門職後見人による支援の社会的機能 - 社会福祉専門職による支援事例の分析 -. 地域福祉研究 2013 ; 41 : 101-12.
- 2) 馬場由香里. 成年後見制度における第三者後見人の支援 - ソーシャルワークの視点から -. 九州社会福祉研究 2006 ; 67-75.
- 3) 裁判所ホームページ. 成年後見関係事件の概況 - 平成28年1月から12月まで - (<http://www.courts>.

- go.jp/vcms_lf/20170324koukengaikyoku_h28.pdf)
2017.7.1.
- 4) 河端啓吾. 研究ノート社会福祉士が担う成年後見の現状と特性. 関西福祉科学大学紀要 2011; 15: 122-33.
 - 5) 岡山家庭裁判所. ア成年後見制度の申立手続「代理行為目録」(http://www.courts.go.jp/okayama/vcms_lf/38dairikoui.pdf) 2015.4.24.
 - 6) 日本社会福祉士会編. 権利擁護と成年後見～社会福祉士のための成年後見入門～. 民事法研究会 2010; 138-9.
 - 7) 上山泰. 専門職後見人と身上監護. 民事法研究会 2010; 106-7.
 - 8) 宮原康二. 成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究平成23～24年度総合研究報告. 東京大学政策ビジョン研究センター 2013; 122-54.
 - 9) 公益社団法人日本社会福祉士会ホームページ. 独立型社会福祉士 (https://www.jacsw.or.jp/17_dokuritsu/ichiran/01.html) 2015.4.24.
 - 10) 日本社会福祉士会編. 権利擁護と成年後見～社会福祉士のための成年後見入門～. 民事法研究会 2010; 346.
 - 11) 公益社団法人日本社会福祉士会ホームページ. 2016年2月の受任状況 (https://www.jacsw.or.jp/17_dokuritsu/ichiran/01.html) 2017.7.1.
 - 12) 上山泰, 菅富美枝. 論説成年後見制度の理念的再検討－イギリス・ドイツとの比較を踏まえて－, 筑波ロージャーナル 2010; 8: 1-33.
 - 13) 新井誠, 赤沼康弘, 大貫正男編. 成年後見制度－法の理論と実務. 有斐閣 2006; 99.
 - 14) 森山彰, 小池信行編. 地域後見の実現その主役・市民後見人の育成から法人後見による支援の組織づくり, 新しい後見職務の在り方, 権利擁護の推進まで. 日本加除出版 2014; 252-3.
 - 15) 鵜浦直子. 研究ノートソーシャルワーク実践における成年後見制度の活用の可能性－ソーシャルワークの機能強化に向けた活用のあり方に焦点を当てて－. ソーシャルワーク研究 2009; 35(2): 57-63.